

令和3年第14回教育委員会議事録

令和3年8月26日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年8月26日（木）午後2時00分～午後3時26分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 教育政策担当部長 大 島 晃 学校整備担当部長 中 村 一 郎
教育人事企画課長

中央図書館館長 田 部 井 伸 子 庶 務 課 長 村 野 貴 弘
生涯学習担当部長

学 務 課 長 正 富 富 士 夫 学 校 支 援 課 長 出 保 裕 次

学 校 整 備 課 長 河 合 義 人 学 校 整 備 担 当 課 長 岡 部 義 雄

生 涯 学 習 推 進 課 長 本 橋 宏 己 濟 美 教 育 セ ン タ ー 長 佐 藤 正 明
所

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 2 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第49号 杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例
- 議案第51号 杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 杉並区立天沼小学校増築建築工事の請負契約の締結について
- 議案第53号 杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修建築工事の請負契約の締結について
- 議案第54号 杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修電気設備工事の請負契約の締結について
- 議案第55号 杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
- 議案第56号 杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修空気調和設備工事の請負契約の締結について
- 議案第57号 杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台機構工事の請負契約の締結について
- 議案第58号 杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台照明設備工事の請負契約の締結について
- 議案第59号 令和3年度杉並区一般会計補正予算(第7号)
- 議案第60号 杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書(令和4年度使用)の採択について

(報告事項)

- (1) 区立松ノ木中学校給食室火災事故に伴う職員への損害賠償命令等について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第49号	杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例	14
議案第50号	杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例	16
議案第51号	杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例	16
議案第52号	杉並区立天沼小学校増築建築工事の請負契約の締結について	19
議案第53号	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修建築工事の請負契約の締結について	21
議案第54号	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修電気設備工事の請負契約の締結について	21
議案第55号	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修給排水衛生設備工事の請負契約の締結について	21
議案第56号	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修空気調和設備工事の請負契約の締結について	21
議案第57号	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台機構工事の請負契約の締結について	21
議案第58号	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台照明設備工事の請負契約の締結について	21
議案第59号	令和3年度杉並区一般会計補正予算(第7号)	26
議案第60号	杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書(令和4年度使用)の採択について	4

報告事項

- (1) 区立松ノ木中学校給食室火災事故に伴う職員への損害賠償命令等について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和3年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございますので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案12件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第49号から議案第59号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第49号から議案第59号の審議につきましては、同法第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第12、議案第60号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（令和4年度使用）の採択について」を上程いたします。済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは、議案第60号「杉並区立特別支援学校並びに杉並区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（令和4年度使用）の採択について」ご説明いたします。

議案の最後のページをお開きください。特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などの関係法令に基づき、毎年採択を行っております。

また、特別支援教育の教科用図書の採択については、学校教育法の附

則第9条の規定に基づいて行っておりますが、特別支援学校については学校教育法施行規則第131条第2項、特別支援学級については同第139条において一般図書を使用することができるかと規定されております。

教科用図書の調査・研究につきましては、教育委員会が任命した委員による教科書調査委員会を設置し、規則、要綱、手引きに基づき、特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級からの報告を参考に、議案の1ページ以降、合計731点の図書について調査・研究を行いました。

調査・研究結果につきましては、8月4日に特別支援教育教科書調査委員から教育委員へ調査報告書とともに口頭でもご報告させていただきました。

提案理由は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、区立特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 先日、教科書調査委員会の報告をこの場で受けまして、改めて膨大な図書の検討、そしてその内容について伺う中で改めて特別支援学校及び特別支援学級において、それぞれの子どもたちの状態に応じた個別最適な学びがこれから推進されていくことを改めて願う次第です。

これからも各学校、各学級で子どもたちのために、またこの教科書を使いながら、よりよい教育の推進に向けて努力していったほしいなと思った次第です。

以上です。

教育長 先日、報告会で、ここにある一般図書の教科用図書の中から特別支援学級の子や特別支援学校の子たちが、その子に合った図書を選んで教科書としていくというお話を受けました。

例えば、この中の教科書というか一般図書を選んで、頼んだのだけれども絶版になっているとか、そういうことが時々あるという話を聞くのですけれども、そういった場合というのはどうなるのでしょうか。

済美教育センター所長 学校が選択をした教科書を用いて、子どもたちに

教育を行っておりますが、もし仮に絶版ということがあれば、ほかの教科書に差し替えたりとか、ほかの教材を用いたりとか、そのような形で対応しております。

教育長 ありがとうございます。

對馬委員 毎年やっていることかと思えますけれども、私どもは全体を採択させていただいて、各学校、各児童生徒に応じて最適なものを使用すると伺っておりますので、今年もこれ全体を採択するという形でよろしいのではないかと存じます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 60 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 60 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項の 1 番については事務局より説明いただき、報告事項 2 番、3 番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項 1 番については事務局より説明を受け、報告事項 2 番、3 番については配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「区立松ノ木中学校給食室火災事故に伴う職員への損害賠償命令等について」を私から説明させていただきます。資料をご覧ください。

こちらにつきましては、既に事故発生後、2 月 8 日に教育委員会で火災事故について報告させていただいているところでございます。

また、3 月 24 日の教育委員会においても、服務監察（事故監察）の結果について報告させていただいているところでございます。

今回は、この事故によって損傷した物品及び建物に関わる損害賠償について方針を立て、対応することとしましたので、報告をさせていただきます。

まず、1番目の「事件の概要」につきましては、既にご報告させていただいているところですが、本件は職員Aが当日の献立である「揚げパン」の調理を開始する際、本来は過熱防止装置付き回転釜を使用すべきところ、既に他の職員が給食室において1台のみ設置された揚げ釜を使用して調理を開始していたことから、過熱防止装置のない回転釜を使用して「揚げパン」を調理することとし、食用油を入れて点火した状態でその場を離れたことにより発生した事故でございます。

これにつきまして、2番目の「関係職員の処分」としましては、令和3年3月25日付けで懲戒処分を行っているところでございます。

職員Aにつきましては、揚げ物調理を行う際に、普通釜に点火し、点火した状態でその場を離れていた。出火の直接的な原因となったと考えられることから重過失に該当するということで、停職1カ月の処分となっております。

職員B、職員Cについては、記載のとおり戒告という処分が下されているところでございます。

3番目の「職員の賠償責任に関する措置命令」としましては、杉並区職員服務監察規程第4条第5号に基づき、火災事故により損傷した物品に係る職員の賠償責任の調査を行い、調査結果を区長へ報告した結果、区長から資料に記載された措置命令を受けたところでございます。

4番目の「本件火災事故に伴う区の損害額」としましては、物品については86万4,327円。建物については755万7,364円。これは右に資料として書いてあります、区の支出した経費から減価償却等を踏まえて算出した金額が損害額として書かれてございます。

その他としまして、給食が提供できない間の代替給食の提供等として1,363万8,171円がかかっているところではございますが、生徒への代替給食の提供等のために拠出した経費については、区の政策的判断に基づくものであり、賠償を求めるべき損害には当たらないとするものとしてございます。

5番目の「職員Aに求める賠償額」につきましては、物品については8万6,432円、建物については37万7,868円、合計として46万4,300

円という賠償額としております。

賠償責任を負う職員として、物品については、地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 1 項において、重大な過失により物品を亡失し、または損傷した職員が損害の賠償責任を負うことが規定されております。

また、建物については、民法第 709 条において規定される不法行為による損害賠償は、民法の特別法である「失火の責任に関する法律」に基づき、失火の場合には重大な過失があるときに限り賠償責任を負うことが規定されているものでございます。

このため、本件火災事故における損害の賠償請求は、重過失に該当する職員 A に対してのみ行うものとしてございます。

上記の金額のほか、火災発生時から賠償額の納付日までの期間における遅延損害金を別途請求するものとしてございます。

裏面をご覧ください。6 番目の「物品に係る賠償額の算定の考え方」でございます。

地方自治法に規定する職員の賠償責任ですが、職員の重大な過失により生じる物品の損害については、地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、監査委員に対して、損害の事実の有無についての監査、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めることとされていることから、杉並区監査委員に対して監査請求を行い、以下の監査結果を受けたところでございます。

まず、本件火災事故に伴う区の物品の損害額は、監査請求のとおり、86 万 4,327 円を損害額と認めることが相当であるとされました。

次に、区に損害を与えた事実及び賠償責任の有無については、職員 A の行為により給食室内の物品が亡失・損傷し、区に損害を与えた事実があると認めるのが相当であるとされました。

また、職員 A の行為は重大な過失に該当するため、区に対する賠償責任を有するものと認めるのが相当であるとされました。

次に、職員 A の賠償額についてです。職員 A の重大な過失のほか、本件火災事故につき戒告の処分を受けている職員 2 名の過失や、調理作業工程表及び作業動線表が全調理職員に共有されていないという日常的な業務体制の不備などが相まって発生したものであるということができるとされました。

こうした中、職員 A のみに上記損害額の全額の責任を負わせることは、

損害の公平な分担という見地からすれば、著しく均衡を失するものと言わざるを得ず、信義則上相当と認められる限度まで減額することが相当であるとされました。

このため、職員 A が負担すべき賠償額については、信義則上、上記損害額の 10 分の 1 を限度とすべきであり、職員 A が負担すべき賠償額は、上記損害額「86 万 4,327 円」の 10 分の 1 である「8 万 6,432 円」とするのが相当であるとされました。

次に、監査結果を踏まえた物品の賠償額についてです。監査結果を職員 A に通知しましたが、職員 A から地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項に基づき、避けることのできない事故であったこと等の証明の提出がなかったことから、物品の賠償額については、「8 万 6,432 円」に確定するものでございます。

7 番目の「建物に係る賠償額の算定の考え方」についてです。本件火災事故に伴う区の建物の損害額につきまして、建物の損害額は、最高裁判決及び大蔵省理財局長通知を踏まえて、給食室復旧工事に要した経費に対して、給食室増築工事（平成元年）後の経過年数を減価償却した残存価格「755 万 7,364 円」としております。

次に、職員 A の賠償責任の有無及び賠償額についてです。まず、区に損害を与えた事実及び賠償責任の有無につきましては、職員 A の行為により給食室の建物が損傷し、区に損害を与えた事実があると認めるのが相当であります。

また、職員 A の行為は重大な過失に該当するため、区に対する賠償責任を有するものと認めるのが相当であります。

次に、考慮すべき事項としましては、建物に係る賠償額の決定については、物品の損害に係る監査結果と同様に、職員 A のみに上記損害額の全額の責任を負わせることは、損害の公平な分担という見地からすれば、著しく均衡を失するものと言わざるを得ず、信義則上相当と認められる限度まで減額することが相当であります。

次に、賠償額の判断につきましては、資料の 6・(1)・ウに掲げる諸事情に加え、区は、火災等の発生時には損害を自ら負担するとの判断の下で、特別区有物件火災共済への加入を中止していた事実がございませぬ。

最高裁判決では「使用者は、加害行為の予防若しくは損失の分散につ

いての使用者の配慮の程度等に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し賠償の請求をすることができる」とされていることから、他の裁判例の内容等を踏まえ、建物の賠償額として上記損害額「755万7,364円」の20分の1である「37万7,868円」を職員Aに請求する。

なお、物品の損害に係る杉並区監査委員の監査結果においても、建物の賠償額を決定するに当たっては、物品についての信義則上相当と認められる限度よりも低い割合とすることが相当であるとしています。

最後に、8番目の「今後の手続」としましては、建物の損害に係る賠償額は、教育委員会事務局において検討した上記の内容を区長部局で意思決定の上、物品の損害に係る賠償額と併せて職員Aに請求するとともに、第3回区議会定例会において歳入に係る補正予算を提案するものがございます。

報告については以上でございます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 まずは、このことでけがをした方とか、そういうことがなくて、その点だけは本当にほっとしているところではございますが、幾つかチェックするタイミングというのはあったのかと思っています。そのチェックが1つでも働いていれば、こういうことが起きないで済んだのかなと思うと、とても残念に思うところです。

ただ、給食はいろいろな意味で、例えばアレルギーのお子さんにも対応しておられますし、大変大切な業務でありますし、食事という、食育の面も含めて、子どもたちの命を守っている部分もあるので、本当に今後こういうことが起きないように、もちろんこの当該の学校だけではなくて、夏休みももうすぐ終わり、給食も始まるころから、いま一度職員の方々、それから関係者の方々含めて、給食に関する安全という面で思いを共有していただいたり、どのように安全安心な給食を作り出していくかということはいま一度確認していただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

学務課長 ご指摘の点につきましては、火災が発生した後にもう一度マニュアル等を各学校、当該校のみならず全校に対して徹底したところです。

ただ、これだけではまだまだ不十分というところはございまして、給

食は直営校と委託校がございますが、今回は直営校の事故でしたので、大至急、直営校に職員を派遣して、調理の手順を確認したところです。

また、この夏休みには全給食事業者を集めまして研修会を開催させていただき、今までと違って今回はこの事故に関連して、この辺りをもう少し注意しておけばよかったというポイントも含めた具体的な研修を行わせていただきました。

今後も職員を巡回させるとともに、私も全て手順を確認するために、直営校の8校全てに行きたいと考えております。二度とこういうことが起こらないように徹底してまいります。

伊井委員 もちろん直営校でも、それから委託の業者の方々も大変心を込めて業務に向かっていたいただいているのは重々承知しております。いつもありがたいなと思っておりますが、そういった教育委員会事務局の方々との関係だけではなくて、校内でも教職に関わる方々とも情報共有というか、そういうことでも関わりを大事にさせていただけたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

学務課長 そのような視点も踏まえまして、しっかり学校訪問等の中で校内での連携体制も確認してまいりたいと思います。

折井委員 賠償額については、様々な算定方式で、法律上のものを踏まえてということですので、この額ということで承知したのですけれども、今、伊井委員からもお話がありましたとおり、本当にけが人がなくてよかった。油が詰まった大釜が火事を起こしたわけですから、場合によっては校舎に延焼して、逃げ遅れてしまうようなこともあり得たわけなので、その点は本当によかったと思います。

一方で、杉並区は、私の子どももそうですけれども、大変おいしい給食だと。それが直営校であれ、委託校であれ、学校でご飯を作っている。だから温かい。冷たい物は冷たい。お弁当ではなくて、今日は量がいっぱいあって、お代わりがどうだとか、お代わりのためのじゃんけん的一生懸命になるというような、食育という観点からも、楽しみという点でも、おいしい給食を頂けるということは、本当に子どもたちにとって大きなことだと思っております。

でも、こういう大きな火事が起こってしまうと、だったらお弁当で配送したほうがいいのではないかと。学校内で火を使わないほうがいいのではないかとということも論議としてはあり得るわけですね。でも、区と

しては食育の観点からも、そして子どもたちがおいしい給食を食べられるという観点からも、栄養士さんが学校でメニューを作ってくれて、それを学校の教育の一環として説明したりとか、そういったことも含めての給食だと杉並区は考えているわけで、やはり校内で調理ということをしたいわけですよね。

そのときに、この火事の恐れというのを、本当に長年お勤めの方であればあるほど、いつものやり方、やりやすいやり方に流れがちだと思いますので、今は火事が起きてまだ間もないですから、緊張感もあるかと思うのですけれども、5年後、10年後もおいしい給食を子どもたちが食べられるように、緊張感を切らさないように、折に触れて、研修の形であるのか、何であるかは別として、引き続きずっと学校内で給食が作れる体制を維持していけるように、学校もそして教育委員会もサポートしていく必要があるなと思いました。

以上です。

庶務課長 火災事故が起きた3学期につきましては、給食は提供できなかったということで区内6社の弁当会社にご協力いただいて、3社ずつ、なるべく変わる形でご提供させていただいたのですけれども、生徒からはやはり温かい給食が食べたいという意見も多く頂きました。

また、アレルギー対応については、弁当会社ではなかなか対応できなかったということで、アレルギーをお持ちのお子さんについては家庭科室でアレルギーのお子さん用の給食を作って提供させていただいたということもあります。

いずれにしましても、アレルギーのお子さんのこともありますけれども、安全でおいしい給食を提供させていただくためには、このような事故はあってはならないことと考えておりますので、今後、再発防止に向けて徹底して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

教育長 まず、学校での火災という、決して起こってはならないことを起こしてしまったということに対し、教育委員会の代表者として、本当に杉並区民の方におわびを申し上げたいと思います。

先ほどもありましたけれども、例えば誰か被害に遭ってけがをしたとか、あるいはどこか他人の専有物を燃やしてしまったとか、そういう被害はなかったとはいえ、非常ベルの中で逃げていく子どもたちの心理的な負担ですとか、様々な不安をおおってしまったというのは反省をして、

二度とこれを起こさないという強い決意でいかなければならないと思います。

本日の報告の損害賠償の命令については、これは監査委員の意見も受けてやっていることですので、これに対して私は何か意見を申し上げるつもりはありません。しかしながら、一番心配なのはこの職員 Aの方がまだ現職でいらっしゃるというお話を聞き、その方に対する例えば理不尽な誹謗中傷であるとか、そういったことが知らないところで行われていることがあると、私はこれは非常にいけないことだと思っています。

職員 Aの方はきっと行政的な処分、それから今回のこの民事的な処分を受け、かなり精神的な負担、それから金銭的な負担も受けています。ぜひそこに不条理な誹謗中傷がまた加わるということは、これはよくないことだと思うので、その辺りのアフターフォローをぜひお願いしたいと思います。

庶務課長 生徒の心理的ケアもそうですけれども、働く職員につきましても心理士を派遣してお話を聞いてもらったりもしているところですので、職員についても十分反省はしているところですので、引き続き働きにくい状況は作らないような形で努めてまいりたいと考えているところがございます。

ほかにご意見等、よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項 1 番についての質疑を終わります。

報告事情 2 番、3 番は配布資料をもって代えさせていただきますので、以上で、報告事項の聴取は終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がありましたら、お願いします。

庶務課長 次回の教育委員会の定例会につきましましては、9月8日水曜日、午後2時から開催を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。

(傍聴者 退出)

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第 1、議案第 49 号「杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例」を上程いたします。それでは、私からご説明いたします。

区は、高円寺地域区民センター及び社会教育センターについて、設備類の老朽化が著しいこと等から、大規模改修を行うこととしたところでございます。

このたび、改修後の高円寺地域区民センター及び社会教育センターにつきまして、今後の運営形態を検討した結果、建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、指定管理者制度を導入することといたしました。

このことに伴いまして、社会教育センターに係る指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案を 4 枚おめくりいただき、「新旧対照表」をご覧ください。

第 4 条は、休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定めることを規定するものでございます。

第 7 条は、社会教育センターの使用料に係る規定を削除し、利用料金を定めるものでございます。

第 8 条及び第 9 条は、利用料金の減免及び不還付について定めるものでございます。

第 15 条から第 21 条までの規定は、指定管理者による管理、指定管理者の指定等について定めるものでございます。

お手数ですが、議案を最初のページから 3 枚おめくりいただき、左のページをご覧ください。

別表の改正は、「使用料」を「利用料金」に改めるほか、大規模改修によりその額が変更となる諸室の利用料金を定めるものでございます。

最後に、附則でございます。

附則第 1 項は、この条例の施行期日を令和 5 年 5 月 1 日とするほか、指定管理者の指定等の規定につきましては令和 5 年 4 月 1 日としてございます。

附則第 2 項から第 5 項までの規定は、条例改正に当たっての必要な準備行為及び経過措置について定めるものでございます。

附則第6項は、杉並区行政財産使用料条例の一部を改正するものでございまして、社会教育センターの駐車場に係る規定を削るものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

對馬委員 「使用料」と「利用料金」はどう違うのですか。

生涯学習推進課長 基本的に違いはないのですが、今回は指定管理に移るということで、指定管理の場合は「利用料金」ということになるということでございます。

地方自治法の規定で指定管理業者に任せる場合は「利用料金」とするという言葉に従って呼び方が変わるだけで、中身は特に変更があるものではないでございます。

伊井委員 大規模改修するので指定管理になられたり、今までの制度的なものが違うというのはご理解いただけるものと思っておりますが、こういった利用料金に変更になるときのというのはどういう時点で、公開と言ったら変ですが、皆さん、利用者の方にお知らせする形になるのでしょうか。

生涯学習推進課長 今はワクチン会場で使っておりますけれども、その後工事に入って、使用する一定期間前には申込みができるようになります。これとは別に使用料検討委員会ですとか、そういう会議にもかかっておりまして、その点について変更が加えられているのと、今回基本的に変わる部分は部屋の面積が一部大きくなったり小さくなったりしている部分がございますので、その部分の変更でございます。こちらの別表に記載のない部分につきましては、つまり部屋の面積が基本的に変わらない部分については料金の変更もないということで、ここに載っている部分について、いわゆる今までの面積よりも大きくなったり小さくなったり、それによって利用料金に変更になっているというものでございます。

伊井委員 受け入れていただくのにそれなりの時間は必要かもしれないですけれども、使うということからしますと、その部分はお理解いただけるようにご説明いただいたらいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 他にご意見等はよろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 49 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 49 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 50 号「杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例」を上程いたします。引き続き私からご説明いたします。

議案を 1 枚おめくりください。先ほどご報告しましたとおり、松ノ木中学校給食室で発生した火災につきまして、区では、再発防止に万全を期するとともに、関係職員に対し厳正な処分を行ったほか、重過失が認められる職員に対し損害賠償の請求をしたところでございますが、教育長が自らの責任を明らかにする必要があるため、給料を減額することといたしました。このことに伴いまして、教育長の給料の特例を定める必要があるため、この条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、条例の施行の日から 1 カ月間、教育長の給料月額からその 100 分の 10 に相当する額を減額するものでございます。

施行期日は、公布の日としてございます。

なお、区長につきましても、教育長と同様に給料の減額を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 50 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 50 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 3、議案第 51 号「杉並区立学校施設使用

料条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き私からご説明いたします。

区では、青少年の健全な育成、スポーツの振興等を図るため、学校教育に支障のない範囲内で学校施設を開放しているところですが、区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、さらなる積極的な開放を進める必要がございます。

そこで、学校施設の有効活用等に係るモデル事業を実施するに当たり、屋内運動場を区分して半面を使用する場合の使用料を設定することにより、屋内運動場の使用機会の拡大を図ることとしたところでございます。

このことに伴いまして、屋内運動場の使用料を改める必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。屋内運動場等の使用料を規定しております別表第1（1）の付記におきまして、教育委員会が指定した屋内運動場を区分して半面を使用する場合の使用料の額を規定の5割に相当する額とする規定を加えるものでございます。

なお、指定する屋内運動場としては、高円寺学園の大アリーナを予定しており、全面を使用する場合の使用料は、1時間当たり600円のため、半面では300円となるものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日は、令和4年1月1日としております。

附則第2項及び第3項は条例改正に当たっての必要な準備行為及び経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長 できるだけ多くの人たちに施設を開放しようということで半分に割るのですが、心配なのは、例えば、片方で大音量でエアロビクスをやって、もう片方では静かにヨガをやっているというようなところで、トラブルとは言いませんけれども、その辺りは事前に調整とか必要になるのですか。

学校支援課長 半面使用することでどういうことが起きるのかとか、どういう使われ方をするのかというのを含めて検証していきます。実際にや

ってみて、トラブルがあったら解決していこうということです。

ただ、機械的に予約していく関係で、事前にどの団体とどの団体が、同じ時間帯で予約するのか、というのは分からない状況ですので、それは今後、モデル事業の実施の中で、検証していきたいと考えているところです。

教育長 ぜひ、そういうモデルもあるということで、進めていってもらえたらと思います。でも、そういうときにお互いが自己主張するだけではなくて、折り合いをつけていく。まさに、これからの時代に求められる力なのだなと思います。

折井委員 今から心配しても仕方がないことかもしれませんが、よくボールの使用で、施設によっては真ん中から網みたいなのをかけて、例えばバスケットボールをやっている半面で向こうがダンスをやっているときにボールが当たったりしないようにネットみたいなのを置くとか、そういった工夫ももしかしたら状況的に必要になる可能性もあるのかなと思いました。

ただ、こういう体育館はすごく倍率が高くて、利用したいところはたくさんあると思うのです。学校の施設は使用料がお手頃ですので、アイデア的にはとてもいいのかなと思いますが、実施に当たってはいろいろと懸念事項もあるかと思しますので、ご対応よろしく願いいたします。

学校支援課長 ご不便があるというのは私どもも理解しているところで、今回やるに当たって今おっしゃたように真ん中で網を引いて分けて、ボールが行かないようにすることはできるということが1つと、もう1つは出入り口が両方にあるということで、片方が使っているところに入って行って邪魔するということがないように、そういうしつらえができていますので、それらも含めて今回この施設でやってみようという、1つのきっかけになったというのもございます。

庶務課長 他によろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第51号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第51号につきましては、原案のと

おり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第4、議案第52号「杉並区立天沼小学校増築建築工事の請負契約の締結について」を上程いたします。学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 それでは、議案第52号「杉並区立天沼小学校増築建築工事の請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本件は天沼小学校の児童数の増加に伴い、普通教室が不足することから、校舎の増築を行うものでございます。

それでは、議案を1枚おめくりください。今回の増築建築工事、契約金額は2億6,785万円です。

契約の相手方は株式会社矢島工務店でございます。住所は杉並区高円寺南一丁目18番15号です。

契約の方法等につきましては、お手元の議案に記載のとおりでございます。

それではもう1枚おめくりいただきまして、資料をご覧いただければと思います。

まず資料1は工事を行う場所の案内図でございます。工事場所は杉並区天沼二丁目46番3号、天沼小学校でございます。

1枚めくっていただきまして、資料2は工事概要でございます。今回の工期、それから用途地域等、設計業者等につきましては記載のとおりでございます。主要工事の内容につきましては増築等の建築となっております。

1枚おめくりいただきまして、資料3は建築工事の内部仕上げでございます。

続きまして1枚おめくりいただきまして、資料4は配置図でございます。網かけの範囲が今回の工事範囲でございます。

続きまして資料5は、1階と2階の平面図でございます。左側が1階の平面図で、1階につきましてはピロティになってございます。そして右側が2階の平面図となっております。こちらには普通教室が2教室ございます。

1枚おめくりいただきまして、資料6は、3階それから屋上の平面図でございます。3階部分につきましても普通教室を2教室配置してございます。そして、右側の図面は屋上ということになってございます。

最後に、資料7は外観透視図でございます。こちらは南側から見ました完成予想図ということで、掲載させていただいております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

對馬委員 この計画を見ますと、工期が約1年ぐらいかと思うのですが、この学校の周りの道路が決して広いところではありません。校舎を造るとなると、かなり大きな工事車両の出入りも頻繁になるのかと思うのですが、その辺りの安全面をぜひ注意してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

学校整備課長 ありがとうございます。登校時、下校時など、子どもの安全には十分注意して、また、道が狭いということで地域の方も通行したりしますので、そこは安全に留意して工事を進めてまいりたいと存じます。

伊井委員 資料3は2階、3階となっておりますが、資料5や6では、1階、2階、3階となっていて、構造的にはどういう感じになるのでしょうか。

学校整備課長 1階の部分がピロティという吹抜けみたいな形になっていまして、2階、3階に教室があるという形になっていまして、資料3の仕様ですと、教室がある2階、3階の部分を記載させていただいております。

折井委員 工期が1年ほどということなのですが、随分長いのだなという感想を持ったのですが、これはお休み期間を中心に、音が出るようなものは、学校があまりないようなときに集中して行うからなののでしょうか。それともずっと工事をして1年かかるということなのでしょうか。

学校整備課長 現在のスケジュールですが、今度の区議会定例会でお認めいただいた後、あくまで予定では、大体11月ぐらいから工事を始めて、来年の2学期ぐらいから新しい校舎の使用を予定しておりますけれども、夏休み中だけというわけではなく、その期間、工事は続くという形になります。

折井委員 では、授業をやっているそばで工事は続くということなのですね。自分の家の中にいて、近所で工事をしていたら結構騒音で大変だと

思ったりするのです。なので、子どもたちのこともありますので、これは本当に致し方のないことではあるのですが、配慮しながらやっていただければと思います。

学校整備課長 その辺りのところもいろいろ考えながらやれればと思っております。

教育長 屋上は運動できるようなしつらえになりますか。校庭がどうしても減る分、20メートル掛ける10メートルぐらいでそこその広さがあるから低学年だったら体育ができてしまうかなと私は思っているのですが、ここの辺り、いわゆるコンクリートがむき出しになるのか。絵を見る限りはフェンスもあるのだけれども、これはどんな感じですか。

学校整備課長 増築棟の屋上につきましては、学校からの希望もありまして、校庭や既存の屋上と並んで、この部分の屋上を使いたいということでしたので、ここはそんなに広くはないのですが、活動ができるような場所になってございます。

庶務課長 他にご意見等はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第52号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第52号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、杉並区立社会教育センターの改修工事の案件として関連がありますので、日程第5、議案第53号「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修建築工事の請負契約の締結について」、日程第6、議案第54号「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第7、議案第55号「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修給排水衛生設備工事の請負契約の締結について」、日程第8、議案第56号「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修空気調和設備工事の請負契約の締結について」、日程第9、議案第57号「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台機構工事の請負契約の締結について」、日程第10、議案第58号「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台照明設備工事

の請負契約の締結について」、以上6議案を一括して上程いたします。それでは、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは、議案第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は杉並区立社会教育センター及び併設3施設の設備等の老朽化が著しいことから、利用者の利便性向上を図るとともに、効率的な施設となるよう、諸室の機能の見直し等を含めた大規模改修を行うものでございます。

今回、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、舞台機構工事、舞台照明設備工事の6工事につきまして、一般競争入札により落札した建設共同企業体等と請負契約を締結するものでございます。

契約の金額、契約の相手方等につきましてはお手元の議案に記載のとおりでございます。

なお資料といたしまして、建物平面図を議案第53号に添付してございます。53号の資料をご覧ください。

まず資料1をご覧ください。こちらは案内図でございます。工事場所は杉並区梅里一丁目22番32号でございます。

資料2は工事概要でございます。建物の構造規模は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造となっております。地下1階、地上4階建て。敷地面積は7,593.60㎡。建築面積は3,771.48㎡。延床面積は8,006.23㎡。

各階の面積、高さ、基礎構造につきましては、7の(4)、8、9に記載のとおりでございます。

資料3は主要室の内部仕上げでございます。

資料4は建物の配置図でございます。

そして、資料5から9まで、各階の平面図をそれぞれ記載してございます。

資料10は、内観の透視図となっております。この図は1階ロビー部分から東側の中庭のほうを見ました完成予想図ということになってございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご

ございましたら、お願いいたします。

伊井委員 セシオン杉並の今の建物は、エレベーターは1つでしたか。

生涯学習推進課長 資料6を見ていただくと、エレベーターは現在1基でございまして、改修後もエレベーターの台数は増えません。

伊井委員 体育館が結構下のほうであったり、音楽練習室みたいなところも深く潜っていく感じだったりしますよね。今後、いろいろな方々にご利用いただくのに、既存の建物の改修という形なのでいろいろ厳しい面はすごくあると思うのですけれども、ユニバーサルデザイン的な意味からしても、今後、SDGsが重視されていく世の中において、いろいろなタイプの方、いろいろな考えの方が利用しやすいような構造的な部分で、できる限りのことに取り組んでいただけるといいのかなと思います。

まず、全体的に、照明的にも、暗い部分があるかなと思います。SDGsの地球環境の面からすると、どこでも明るくすればいいというものでもないと思うのですけれども、中央図書館が光をととても上手に利用して、改修後すごく明るくなりましたよね。もちろん建っている向きも違うし、建物そのものも違いますし、あと方向とか違うところはあるのですけれども、多分、今の業者の方々もすごくいろいろなノウハウを持っていらっしゃると思うので、そういった意味でも例えば車椅子の方々とかも利用しやすい、多くの方々、多様な方々に利用していただけるような、またそこで働く方々も働きやすい職場であったりすることを考慮いただけるとありがたいのかなと思います。すごく楽しみにしていますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習推進課長 ありがとうございます。いろいろご意見を頂きました。エレベーターの件ですとか、それはバリアフリーということも含んでだと思いますけれども、あとは環境上照明のことですとか、照明につきましてはこの機会にLED化を進めまして、従前よりは明るくなると考えてございます。

あと、来客の方が、そもそもここは社会教育センターと高円寺の地域区民センターの併設施設だということはあるのですけれども、その後、区民事務所ですとか、別の機能も後から入ってきて、分かりづらいとか使い勝手が悪いということがございますので、例えば、社会教育センターの事務室は一般の区民の方が直接来られることがないので、2階に移したりとか、区民事務所の部分は分かりやすい動線にしたりとか、そう

いう工夫をしております。

エレベーターは1基ですが、改修はいたしますので、例えば今までよりも心地よく上がれるように改修はできるものと考えております。

あと、ホール等につきましては、従前の座席幅が、今から30年以上前に造った建物でございますので、少し座席が狭かったものを広くしたりとか、あとは身障者用の見るスペースを広げたりとか、そういう工夫はしてございますので、多くの方が出来上って、よい改修ができたと言っただけのようにしてまいりたいと考えております。

伊井委員 今のホールも、車椅子の方々も聞いていただけるスペースもありますし、そういった意味でもすごく前にできたのに、前向きに取り組んでいらっしゃるのかなど。そういう結果、収容や何かも考えて造っていらっしゃると思うので、ぜひ今後もいい形で、期待値もすごく高いと思うので、よろしく願いいたします。

折井委員 地下の部分が特になのですけれども、換気設備はいいものを使っていたきたいなと思います。

私が勤めている大学も、このコロナ禍である程度窓を閉めていても換気ができるようにしています。今、学校では窓を開けていますよね。そうすると、冷暖房が全然効かないというところがあるかと思うので、換気についてはかなりいいものを入れたのです。

今から改修ということで、いろいろな制限もあるかと思いますが、特に地下の部分は、換気をしっかりできるような設備を入れていただきたいなと思います。

生涯学習推進課長 換気については、昨今のコロナの状況で特に注目されているところがございますけれども、今のセッション杉並は窓を開放して使うということを基本的に考えていないのですが、例えば閉め切ると非常に暑くなってしまったり、寒くなってしまったり、例えばホール周りについても適正な温度が保てないとか、いろいろな問題を抱えておりましたが、その点についてはいろいろ皆様方からご指摘も頂きましたので、改修後はそういう不都合がないような形で完成するものと。営繕課もその辺りは十分配慮して空調機器の設備については整えるように進めていると聞いてございますので、今よりも快適な環境になると考えてございます。

折井委員 ありがとうございます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

まず議案第 53 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 53 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 54 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 54 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 55 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 55 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 56 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 56 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 57 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 57 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第 58 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 58 号につきましては、原案のと

おり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 11、議案第 59 号「令和 3 年度杉並区一般会計補正予算（第 7 号）」を上程いたします。それでは私からご説明いたします。

議案を 2 枚おめくりいただいて、補正予算概要の 1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の 6 事業について、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の 1 番目「情報教育の推進」についてご説明いたします。

令和 4 年度の児童・生徒数の増に対応するため、タブレット端末を約 800 台増やす必要がございます。

このため、追加のタブレット端末の賃貸借契約に要する経費のうち、令和 3 年度中の支払いに係る月額 350 万円（令和 4 年 3 月分）を補正予算として計上するものでございます。

当該タブレット端末は、令和 4 年 3 月に各校に配備し、令和 4 年 4 月から始まる新学期から使用できるようにいたします。

また、ICT 支援員の経費に対して、「東京都公立学校情報機器整備支援事業補助金」が活用できることになったことから、「特定財源」の「国・都支出金」の欄に 3,103 万 6,000 円を計上しているため、差し引き一般財源としましては、2,753 万 6,000 円の減額となっております。

次に、表の 2 番目「学校給食の推進」について、ご説明いたします。

先ほど、報告事項でもご説明いたしましたが、本年 1 月に松ノ木中学校給食室で発生しました火災事故に伴う、給食室内の物品及び給食室の建物に生じた損害に係る職員の賠償責任等につきまして、地方自治法の規定に基づく杉並区監査委員による監査及び杉並区教育委員会事務局による検討を行った結果に基づき、損害賠償を求めるものでございます。

物品、建物の損害とも、職員に重過失はあるものの、事故発生の経緯等を考慮した信義則上相当と認める限度で請求すべきとの判断により、物品については損害額の 10% である 8 万 6,000 円余、建物については損害額の 5% である 37 万 7,000 円余、合計 46 万 4,000 円余の賠償を職員に求めることとし、「特定財源」の「その他」の欄に計上するものでございます。

なお、火災事故に伴い区が負担した代替給食等に係る経費につきまし

ては、区の政策的判断による拠出であることから損害には当たらないものと判断してございます。

また、復旧に要する費用につきましては、既に区で支出しておりますが、当該歳入をその復旧費用に充当するための財源更正となっております。

次に、表の3番目の「学校開放施設の団体・区民利用等」について、ご説明いたします。

区立学校施設は、現在でも学校施設の開放事業等に活用しているところでございますが、区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、身近に活用できる公共施設として、さらなる積極的な開放を進める必要がございます。また、中学校の部活動については、生徒に対する専門的指導等により内容の充実と顧問教員の負担軽減が課題となっております。

これらへの対応を図るため、学校施設を有効活用する仕組みを構築するとともに、新たな部活動支援に向けたモデル事業を令和4年1月から実施することといたしました。

このため、今年度のモデル事業委託に要する経費735万円を補正予算として計上するものでございます。

次に、表の4番目「小学校の運営管理」についてご説明いたします。

タブレット端末は、全小学校を通して、月に33台ほどの破損が発生しており、今後のタブレット端末の利用率・持ち帰り率の上昇に伴い、破損台数は増加することが予想されます。

このため、小学校におけるタブレット端末の修理対応に要する経費1,700万円を補正予算として計上するものでございます。

次に、表の5番目「中学校の運営管理」についてご説明いたします。

ただいま「小学校の運営管理」で小学校のタブレット端末の修繕費用についてご説明しましたが、こちらは中学校分の修繕費用についてです。

タブレット端末は、全中学校を通して月に16台ほどの破損が発生しております。このため、小学校と同様に中学校におけるタブレット端末の修理対応に要する経費850万円を補正予算として計上するものでございます。

また「中学校の校庭体育器具等の安全点検」につきましては、今年4月に他自治体で発生した、防球ネットの木製支柱の倒壊やバスケットボール落下事故などを受け、国や都から、学校施設の安全点検に関する通

知が発出されているところです。これまでも、校庭体育器具等の安全点検につきましては、学校での日常の点検に加え、小学校では業者委託による定期的な遊具等の点検を実施しておりますが、今回の通知を踏まえ、新たに中学校におきましても業者委託による点検を実施することとし、点検に要する経費、46万2,000円を補正予算として計上するものでございます。

このことから、合計896万2,000円を補正予算として計上するものでございます。

次に、表の6番目「次世代型科学教育の新たな拠点等の整備」についてご説明いたします。

旧杉並第四小学校の跡地に、次世代型科学教育の新たな拠点及び多目的に利用できる場としての集会機能を整備するものでございます。

改修工事に当たり、科学の拠点につきましては、民間の運営事業者が行うこととしております。区の工事としましては、建物の長寿命化の観点から適切に修繕を行うとともに、集会室や防音機能を備えた多目的室等を整備いたします。

令和2年度から実施設計を進めてまいりましたが、このたび、改修工事に要する経費が明らかになったことに加え、開設までのスケジュールを踏まえ、これらの経費2億3,100万円を補正予算として計上するものでございます。

歳入歳出予算については以上でございますので、議案を1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

教育費の総額を記載してございます。今回の補正により2億6,781万2,000円を増額しまして、補正後の教育費の総額は171億3,991万6,000円でございます。

なお「特定財源」のうち「国・都支出金」につきましては、3,103万6,000円を増額し、補正後の総額は3億8,452万2,000円となっており、また、「その他」につきましては、46万4,000円を増額し、補正後の総額は13億6,689万5,000円となっております。

これらにより、差し引き一般財源につきましては、2億3,631万2,000円を増額し、補正後の総額は133億989万9,000円でございます。

議案を1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。債務負担行為の補正でございます。「次世代型科学教育の新たな拠点等の整備」に

関する債務負担行為でございます。

先ほどご説明いたしました改修工事について、令和5年度までを工事期間としております。このため、令和4年度から令和5年度まで、4億1,500万円を限度額として設定するものでございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 「学校開放施設の団体・区民利用等」の項目で、備考欄に「学校施設の利用申込手続のシステム化対応及び部活動支援委託」とあるのですが、このシステム化対応というのは、具体的にはどんなものなのかということが1点。

あと、先ほどモデル事業という言葉がありましたので、その辺は具体的にはどのようなものになるのか教えていただければと思います。

学校支援課長 今回は高円寺学園をモデルにしますけれども、今まで全部手作業でやっていたので、予約システムを導入しようというところです。これは全庁的にやるものではなくて高円寺学園のみ単体としますので、イメージ的にはタブレットとかスマホでこの日に使いたいという予約ができるシステムにします。それを新たに開発するのではなくて、既存でいろいろな予約システムがあるので、それを使っていきます。その導入費用が入っているというところです。

あと、このモデル事業を今後どうしていくかということですが、基本的には利用調整と部活動支援は全部委託してやっていく中で、どういう改善をしなければいけないとか、今後、部活動支援をどうしていくかということを含めて、モデル事業の中で検証して行って、次にどう展開していったらいいかということ1年かけて考えていくということにしています。そのような形で取り組むにあたりまして、3カ月分の経費を補正予算として計上しているものでございます。

久保田委員 ありがとうございます。

教育長 タブレット端末の破損を見込んで修繕費ということで、これはこれから絶対必要です。どのぐらいの頻度で壊れていくか分からないのですけれども、単純計算で毎日1台何かが壊れる。

例えば2万人の子どもが使っていると考えれば、決してこれは多い数

ではない。でも、今は導入段階だからそんなに使っていないのだけれども、でも子どももさすがに、例えばペンを挟んで割れてしまったという事故があったとしたら、少しは学びますよね。でも、私はそれも教育の1つだと思ひ、これを修繕がかかるから、お金がかかるから教員が指導してくださいとなるのだけれども。もちろんそれは指導します。大事に使おうねとかケースを家で作っているからそれに入れていこうねとか、指導はするけれども、壊れてしまうから使うのをやめようというのが一番避けなければいけないことであって、机の上から落としてしまうから、タブレットは使わないでしまっておきましょうとか、そうならないようにしたい。雑に使えるという意味ではないけれども、ある程度これは致し方ないだろうなと思います。

小学校が月に33台、中学校が月に16台ほどの破損があるということは、小学校も中学校も発生割合は変わらないということですね。例えば、小学生のほうが手が小さいから落としてしまうというのではなくて、小学生も中学生も思いがけない事故というのはあるのだろうなということです。

ただ、これがさっきも言ったように、学びの中で当然こういうのが少なくなっていくだろうし、ただ、できるだけ修繕してあげられるような予算がもし確保できるなら、そうしてあげたいなと思います。

庶務課長 ありがとうございます。これから利用が進めば、その頻度も高くなるでしょうし、また、持ち帰りも増えていく中で、そのことも踏まえて金額を出していますので、教育委員会としてはタブレット端末を有効に活用してもらいたいと考えているところでございます。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第59号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第59号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。